

○追手門学院大学卒業生保護者の会災害被害者援助金規程

2006年2月13日

制定

(目的)

第1条 この制度は、追手門学院大学学部学生（以下「学生」という。）が災害により被害を被った場合に、経済的支援を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 前条の援助金を追手門学院大学卒業生保護者の会災害援助金（以下「援助金」という。）といい、追手門学院大学卒業生保護者の会（以下「保護者の会」という。）内に設ける。

(資金)

第3条 本援助金は、保護者の会の原資をもって充てる。

(支給対象者)

第4条 支給対象者は、追手門学院大学学費減免取扱要項により学費を減免された学生とする。

(支給金額)

第5条 支給金額は、5万円とし、年1回限りとする。

(支給時期)

第6条 援助金の支給時期は、追手門学院大学学費減免取扱要項により学費減免が決定された後、可及的速やかに支給するものとする。

(他の奨学金との併用)

第7条 援助金を支給された者は、追手門学院大学の他の奨学金を重複して受給することができる。

(所管)

第8条 この規程の援助金に関する事務は、学生部学生課において行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、卒業生保護者の会役員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。